

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年5月22日午後1時30分から令和5年第5回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	高橋真一郎
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
議案第4号	令和4年度金ヶ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和5年第5回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、18名であります。
18番及川和芳委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には1番岩野悦子委員、19番高橋旦志委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります
- 議 事 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第6 議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、所有権移転番号3番から5番及び利用権設定番号9番の案件について5番高橋重貴委員が農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
———第5番委員 退席———

議 長 これより、所有権移転番号3番から5番及び利用権設定番号9番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号3番から5番及び利用権設定番号9番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。5番高橋重貴委員の入席を許します。
———第5番委員 入席———

議 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号10番の案件について11番小坂倫充委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
———第11番委員 退席———

議 長 これより、利用権設定番号10番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
第17番委員 17番佐藤です。貸借期間について確認させていただきたいのですが、令和5年12月末まで、今年限りということよろしいのでしょうか。

議 長 事務局、説明を求めます。
事務局 17番佐藤委員のご質問にお答えします。貸借期間が令和5年12月末、今年限りということについてですが、これで間違いございません。理由としては、今年は賃貸借としていますが、その後は所有権移転を考えているからです。

議 長 その他、質疑ございませんか。
———なしの声あり———

- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 10 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。11 番小坂倫充委員の入席を許します。
——第 11 番委員 入席——
- 議 長 11 番小坂倫充委員の案件については、原案のとおり決定しました。それでは、議案第 2 号の所有権移転番号 1 番及び 2 番並びに利用権設定番号 1 番から 8 番及び 11 番から 14 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 5 番委員 5 番高橋です。8 番の案件について、貸借期間が短いですが 10 a あたりの賃借料が 25,000 円となっています。なにを作付けするのか教えてください。
- 議 長 事務局、説明を求めます。
事務局 5 番高橋委員のご質問にお答えします。8 番の案件の賃借料についてのご質問ですが、おそらく 7 番の案件も併せてのご質問かと思えます。こちらの作付け予定は水稲となっています。高額な賃借料の理由ですが、苗及び肥料について、利用権を設定するものの方ですすでに用意しており、それを使用するため、その分の経費を上乗せしたというものです。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
第 7 番委員 7 番高橋です。7 番及び 8 番の案件について、経費が含まれているということですが、年度末に賃貸借のデータを出すときに、問題はないのでしょうか。
- 議 長 事務局、説明を求めます。
事務局 7 番高橋委員のご質問にお答えします。賃借料のデータについては、最高値と最低値を除くので、平均を出す際には影響がございません。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 7、議案第 3 号 金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 9 番 委員 9 番菊地です。資材置き場として使用することですが、この場所を使用しなければいけない理由を教えてください。

議 長 事務局、説明を求めます。

事務局 9 番菊地委員のご質問にお答えします。この場所を資材置き場にする理由ですが、当該土地は資材置き場及び重機置き場となり、既に西側が同様に活用されています。

基盤整備事業を各所で行っていることで、重機の所有が増え、今は現地に置いている重機を、事業が終わった際に置く場所を確保する必要があるということで今回の申請となっています。

議 長 その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号 金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、計画の変更にも異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は、計画の変更にも異議ない旨の意見を付して金ヶ崎町長に回答することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 4 号 令和 4 年度金ヶ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

局長 説明が終わりました。お諮りいたします。休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

——休憩——

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。議案第 4 号について、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号 金ヶ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和5年第5回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
ました。

時間 14時20分